

## 野生鳥獣保護管理検討会における検討経緯

### 検討会委員

分野	氏名	所属等
学識 経験者	朝日 稔	兵庫医科大学名誉教授
	三谷 雅純	県立人と自然の博物館生態研究部主任研究員
	池田 啓	県立コウノトリの郷公園 研究部長
	西澤 敦司	(株)野生動物保護管理事務所(獣医師)
農林業 者等	津崎 義美	たじま農業協同組合 営農生産部長
	橋本 勲	やぶぐん森林組合参事
	高見 芳徳	兵庫県養蜂振興会会長
狩猟者	佐々木一夫	兵庫県猟友会養父支部長
	坂出 和夫	兵庫県猟友会浜坂支部長
自然保 護団体	望月 義勝	東中国クマ集会 実行委員長
	森山まり子	日本熊森協会 会長
行政関 係者	永井 辰正	但東町産業観光課長
	田野 新一	美方町産業課長

### 検討経緯

#### (ツキノワグマ保護管理検討会)

第1回検討会 平成13年 7月30日(月)

第2回検討会 平成13年10月12日(金)

第3回検討会 平成14年 3月26日(火)

#### (野生鳥獣保護管理検討会)・・・名称変更

第4回検討会 平成14年 8月 6日(火)

第5回検討会 平成14年11月 8日(金)

### 主な意見

#### 4 計画区域について

- ・90年代半ばと比べて出没場所が変わってきているという印象を受ける。
- ・計画区域についても、このことを考慮する必要がある。

#### 5 現状について

- ・ツキノワグマが簡単に数を増やすということは生態的に考えて(繁殖率を考慮しても)考えにくい。平成5～7年の調査以降のデータがないが、良くて現状維持、悪くて減少と考えるのが普通でないか。

#### 6 目標について

- ・この地域個体群(東中国地域個体群)だけで絶滅を回避するためには、千頭単位の頭数が必要となるが、この頭数がこの地域に生息するのは不可能と思われる。
- ・遺伝的交流を図って、それほど数を増やさなくとも絶滅確率を下げる考えが将来的に必要なではないか。
- ・近畿北部地域個体群の方は京都府の由良川で分断されている可能性があるため、より小さな個体群である可能性を考慮して目標を立てなければいけない。
- ・人との軋轢の解消は、駆除個体の減少に繋げるものでないといけませんが、このことが地域個体群の絶滅の回避にも繋がるため、結びつけて考えないといけいない。

- ・兵庫県の場合はクマの生息域と人の生息域が重なっており、奥山といえる場所が非常に限られるので、クマのサンクチュアリ（コアエリア）ということを目標を掲げるべきではない。

#### 7 計画の実施について

- ・イノシシを捕獲するためのククリワナや箱ワナにかかるケースがあるが、だからといって使用を禁止にすることは困る。ワナにかかったクマをどうするかということ考えた場合、頭数を減らさないようにするのであれば、放獣を考えないといけませんが、資材、人材、資金、住民の意向など、様々な面で課題がある。これ乗り越えないと生息数の管理は図れない。
- ・民家の近くで森づくりをしても駄目で、奥地にしないといけない。
- ・クマの生息に必要なのは、食べ物となる木だけでなく、ねぐらとなる大径木も必要である。現在では奥地でも少なくなっている
- ・クマというのは森林生態系の上位に位置する森の象徴的な動物で、クマの住めるような森をつくるのが、他の野生生物の生息環境も改善されるような、全体的な観点で森づくりを考えないと、クマだけ考えていたのではいけない。
- ・基本的にクマの「エサとなるものを植える」という発想はまずいと思います。カキやクリを植えれば味を覚えさせることとなり、人家近くのカキやクリにも寄せ付けることにも繋がる。

#### 8 モニタリングについて

- ・野生動物の調査は、頭数を出すだけでも非常に難しいが、生息動態調査は継続することが大切で、徐々に精度を高めて、計画の検証に役立てていかなければいけない。
- ・捕獲個体調査では、誘因物の存在や、個体の行動様式、詳しい栄養状態や胃の内容物の解析がなされ、記録される必要がある。

#### 9 普及啓発について

- ・都市の人の考え方と、クマの被害を受けている地元住民の考え方があまりに違いすぎる。これを縮めていかないと計画は進まないと思う。
- ・クマは人を殺傷する力を持つ動物ですよね、その認識がなければクマを保護することはできないと思う。でなければ、生息地の住民にとってこの計画を策定することは無意味だということになる。
- ・野生動物の生息地の保護管理を図るには多大な税負担を要すると思うが、それに対する市民の理解が必要である。

#### 10 実施体制について

- ・兵庫県よりもクマの生息環境の良いところでも、それだけでうまく保全ができていくかというとそうではなくて、現地で管理官が共存のための様々な施策を行っています。
- ・出没時等、緊急的に対応できる体制やシステムが必要で、加えてクマの生息する自然環境に常日頃から携わり、ワイルドライフマネージメントを展開できる人材の育成が必要。
- ・例えば、麻酔をかけて放獣するにしても、銃が扱え、かつ麻酔が扱える、さらにクマに対して即時に麻酔の量を判断できる人は、現にほとんどいない。これから養成しないといけない。

## 野生鳥獣保護管理検討会設置要綱

### (設置)

第1条 兵庫県に生息する野生鳥獣について、科学的知見や地域の実情に応じた地域個体群の長期にわたる安定的維持を図り、また幅広い関係者の合意形成を図りつつ、人と野生鳥獣との共存を目指した特定保護管理計画の策定、及び実行体制等について検討・評価を行うため、野生鳥獣保護管理検討会（以下「検討会」という）を置く。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定保護管理計画の作成又は変更に係る検討に関すること
- (2) 特定保護管理計画の実行方法及び進捗状況等の検討・評価に関すること

### (組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる20人以内の委員で組織する。

### (会長)

第4条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 5 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求めることができる。

### (部会)

第6条 検討会に、その所掌事務を分掌させるために、次の部会を置く。

- (1) 頭数管理部会
  - (2) 絶滅防止部会
- 2 頭数管理部会は、県内において増えすぎた鳥獣に関する第2条各号に掲げる事項を分掌する。
  - 3 絶滅防止部会は、県内において少なくなった鳥獣に関する第2条各号に掲げる事項を分掌する。
  - 4 部会に所属する委員は、会長が指名する。
  - 5 会長は、部会の会務を総理する。

- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 検討会は、部会の決議をもって検討会の決議とすることができる。

( 会議の公開 )

第 7 条 会議については、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、検討会において非公開と決定した場合はこの限りではない。

- (1) 情報公開条例（平成 1 2 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当する情報について検討を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、検討に著しく支障が生ずると認められる場合

( 謝金 )

第 8 条 委員（市町の職員である委員を除く）が会議その他の検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第 5 条第 4 項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

( 旅費 )

第 9 条 委員（市町の職員である委員を除く）が検討会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により行政職 6 級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。
- 3 第 5 条第 4 項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。

( 庶務 )

第 1 0 条 会議の庶務は、県民生活部環境局自然環境保全課において処理する。

( 補則 )

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 1 4 年 8 月 6 日から施行する。

( この要綱の失効 )

- 2 この要綱は、平成 1 7 年 3 月 3 1 日限りで、その効力を失う。

( 招集の特例 )

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定に関わらず、県民生活部環境局長が招集する。